

資産維持費導入を含めた使用料改定に おける実務と市民理解への広報について

～32年振りの改定～

兵庫県三田市上下水道部
下水道課業務係 山田 勝彦

目次

- 1 三田市の紹介
- 2 三田市の下水道事業
- 3 使用料改定をしなかった理由
- 4 下水道事業を取り巻く現状
- 5 使用料改定へ向けた進め方
- 6 使用料改定に着手
- 7 使用料改定の方針
- 8 経費回収率の向上
- 9 汚水排除量の変化
- 10 資産維持費の転嫁
- 11 改定後の使用料体系
- 12 県下21市における改定後の使用料水準
- 13 使用水量別改定率
- 14 上下水道に関するアンケート調査の実施
- 15 上下水道事業経営審議会
主な答申内容
- 16 上下水道部広報誌の発行
- 17 今後の改定に向けて
- 18 最後に

1 三田市(さんだし)の紹介

総面積 210,32km²

神戸市街地より北へ約25km

大阪市より北西へ約35km

阪神地域に位置する六甲山地北側の内陸都市

総人口 108,363人 (令和4年12月31日現在)

世帯数 47,005世帯(〃)

もうし

特産品 三田牛、三田米、母子茶、うどん等

特徴 市街地とニュータウンと農村部が
調和する自然豊かな街

「みたし」・・・×
12月は「サンタシ」？



初代: キッピーと市花さつきが
デザインされたマンホール
(S60制定)



2代目: キッピー

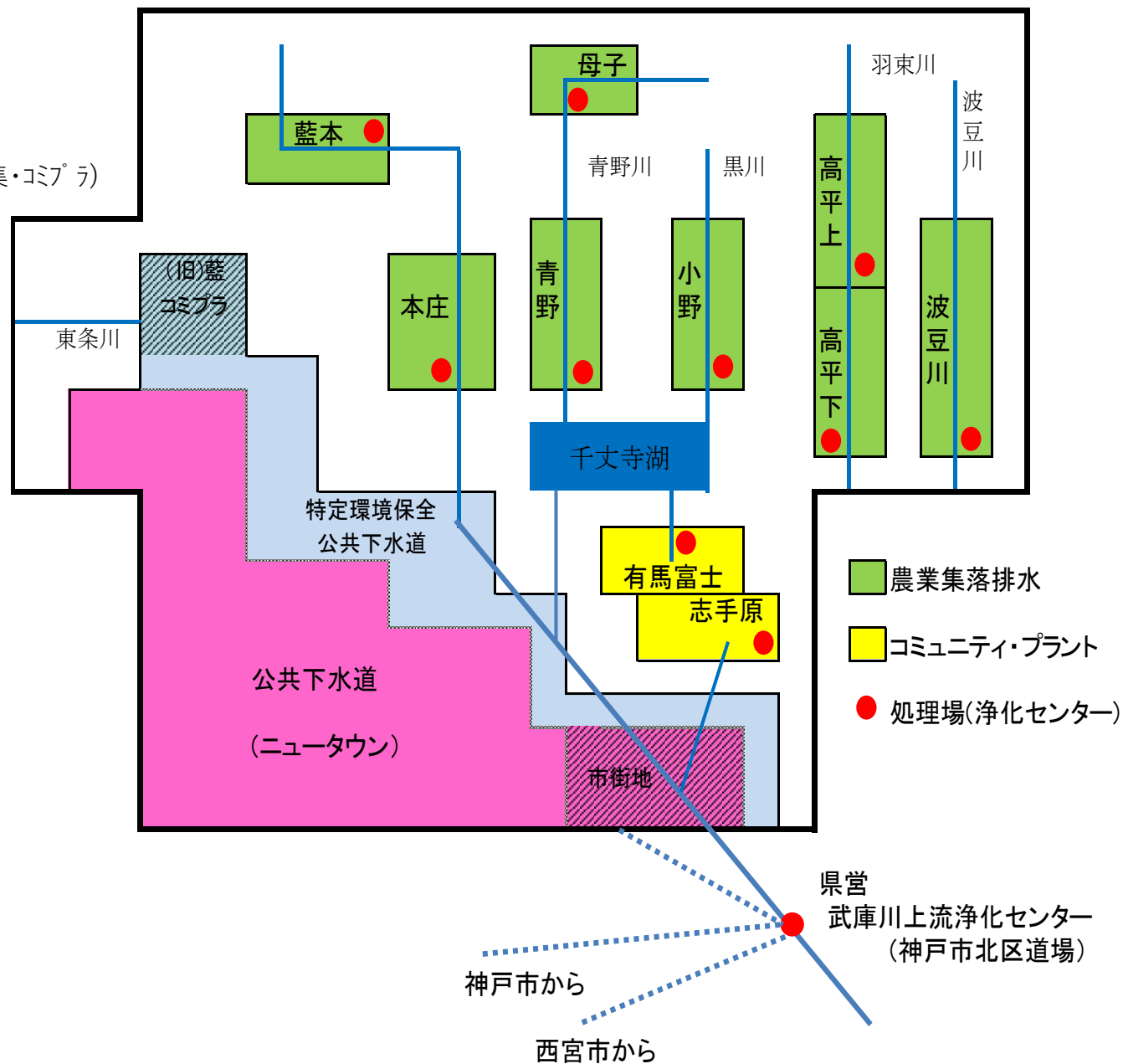


2 三田市の下水道事業

昭和53年	公共下水道事業着手
昭和60年	公共下水道供用開始
平成元年	下水道使用料改定(10.6%)
平成 6年	生活排水処理事業着手(特環・農集・コミプラ)
平成 8年	生活排水処理事業供用開始
平成25年	地方公営企業法財務適用
令和 3年	下水道使用料改定(29.4%) 藍コミプラを特環へ統合

処理区域内面積	2,887 ha
処理区域内人口	103,950 人
総処理水量	12,414,747 m ³
有収水量	11,084,829 m ³
有収率	89.3 %
水洗化率	98.3 %
下水道管延長	730,885 m
終末処理場数※	10 箇所
ポンプ場数	2 箇所

※公共及び特環は、流域下水道で処理
数値は、令和3年度決算より



3 使用料改定をしなかった理由

- 人口増加率10年連続日本一（S62～H8）

供用開始後 10 年で人口 3 倍に、使用料収入も順調に増加

- 生活排水処理施設維持管理基金の存在
生活排水処理事業の着手に際し徴収した維持管理分担金
この分担金を徴収する代わりに使用料は公共下水道と同じ。

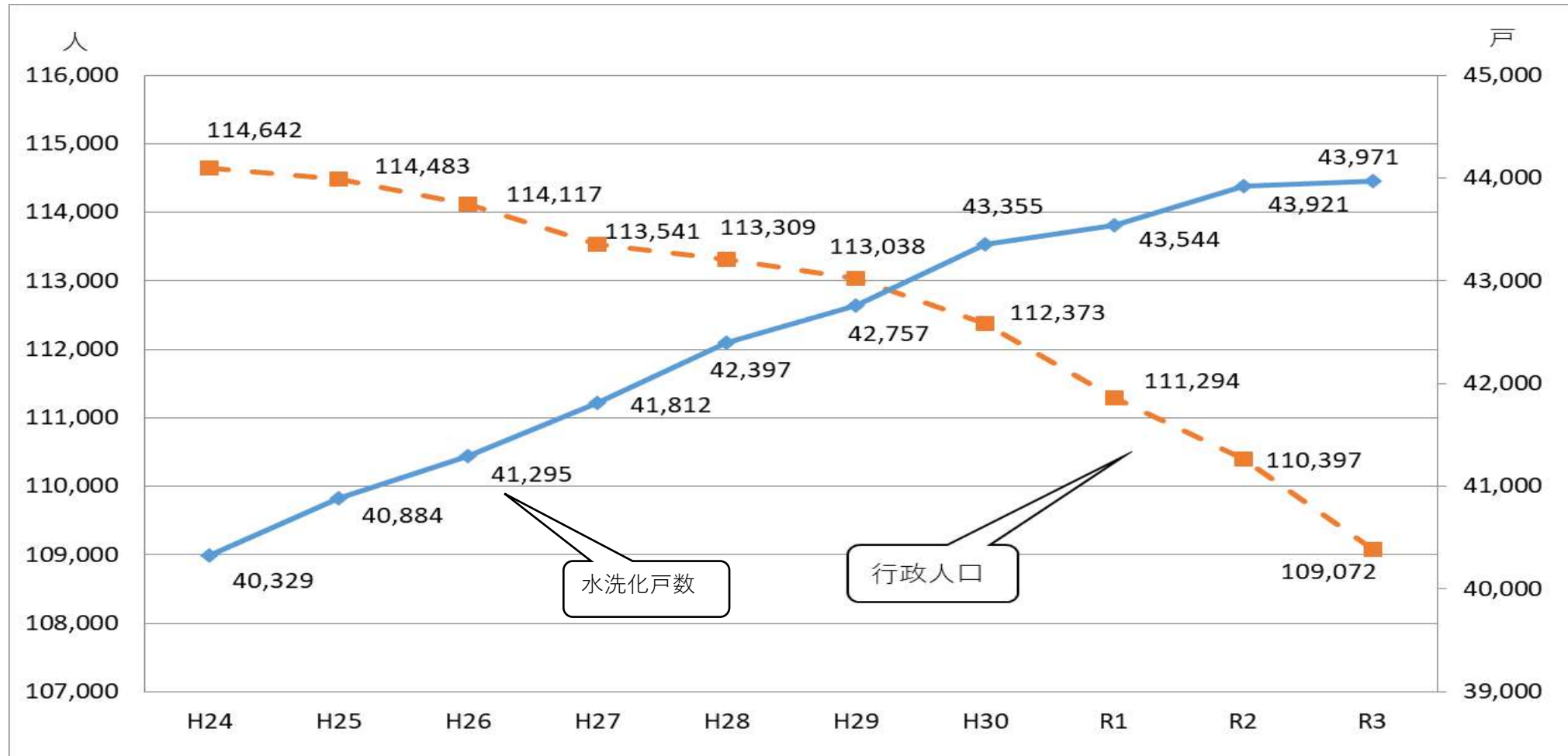
起債償還や維持管理費財源があった。（実質使用料）

- 開発者負担の事業整備と企業債償還金
処理人口の2/3地域は、県、UR、民間企業等開発者負担で整備
企業債借入の少なさ、平準化債も借り入れず。

4 下水道事業を取り巻く現状

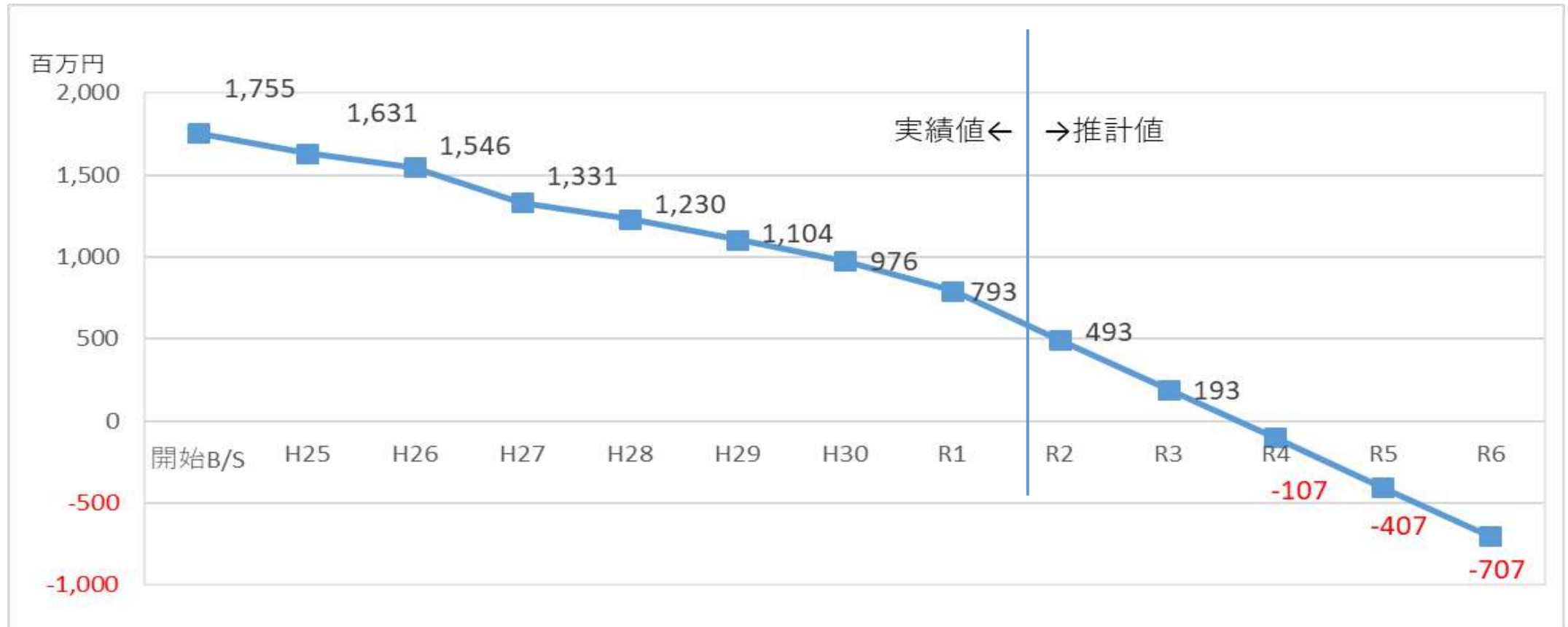
(1) 人口の減少、水洗化戸数の増加

人口減少の加速と、新築家屋減少と世帯数の減少による鈍化



(2) 下水道事業資金の減少

基金の取り崩しや使用料収入の減収により **年平均1.3億円の資金減少**
基準外操出金カットや流域下水道負担金等の増加により **近年は約2～3億円減少**



組織の統廃合(職員数ピーク時の半分以下)、施設管理業務の効率化等により
経費の削減に取り組むも限界 → 下水道使用料改定へ

5 使用料改定に向けた進め方

- ・ いきなり改定議論でなく、順序立てた進め方が必要と考えた。

①

下水道ビジョン
の策定

平成28年11月～

下水道ビジョン策定懇話会
開催（計5回）

パブリックコメントの実施
平成29年11月策定

②

下水道事業経営
戦略の策定

平成29年12月～

上下水道事業経営戦略策定
懇話会開催（計9回）

パブリックコメントの実施
平成31年3月策定

③

適正な下水道使用
料のあり方答申

令和元年9月～

上下水道事業経営審議会
開催（計7回）

「適正な上下水道料金の
あり方について」諮問

令和2年9月答申

アンケートの実施

広報誌の発行

【改定に至るまでの経過】

- ①平成27年、法適化して2年が経過し、経営分析等により資金があるうちに早く使用料改定に着手すべきと判断した。
- ②当時、水道ビジョンのように下水道ビジョンの策定が議会から求められていた。
- ③総務省からは、経営戦略の策定も求められていた。
- ④そこで目指すべき下水道の将来（ビジョン）を定め、実現のための収支計画（経営戦略）を策定し、使用料改定への議論を進めるという進め方にした。（マスコミ対策・議会対策）

下水道ビジョン策定→経営戦略策定→使用料改定議論へ

- ⑤進め方は、計画どおりであったが、策定素案の意思決定については、懇話会を開催して策定することになった。結果的にコロナ禍も相まって改定時期が遅れた。（資金不足の発生の可能性）

改定が時期が遅れると改定率が変わる。

6 使用料改定に着手

① 前回(平成元年)の使用料改定の状況を把握

- ・昭和時代に算定、資料はない、当時を知る職員もいない。
- ・H8に改定を試みた形跡がある。(資料の残骸)

② 他市の使用料改定や経営状況、分析等を調査

- ・決算統計や各市のHPから規模別、類似団体別に調査、比較
- ・イベントやマンホールカード収集の傍ら広報誌収集、図書館や文書閲覧コーナーで決算書等調査、広報活動の必要性

③ 各種研修会等に参加 (水道料金改定研修)

④ ここまでの懇話会での学識経験者や市民等の議論、アンケート、パブリックコメント等を踏まえて、諸問題や課題を共有しながら改定の方針を決定

⑤ 他市の審議会資料を参考にして必要な審議会資料作成

⑥ 審議会会長との事前打ち合わせや審議会での学識経験者や市民委員から求められた資料を作成

7 使用料改定の方針

(1) 運転資金の確保と回収率up

- ・ 経費回収率を100%を達成させる。
- ・ 資金減少を止め、持続可能で安定的な経営に。

(2) 人口減少社会・節水型社会に対応した改定

- ・ 今後の人口減少社会では、使用料収入は年々減少する。
- ・ 可能な限り負担は公平に、改定後も収入の減少が少ない改定
- ・ 基本水量制の廃止(水道料金も同時廃止へ)

(3) 将来の更新需要に向けての資金確保

- ・ 官庁会計(収入 = 支出)からの脱却。内部留保資金確保
- ・ 更新費用や高機能強化等に備え 資産維持費の転嫁

8 経費回収率の向上

- ・改定前時点で公共下水道は、回収率100%を超えている。
- ・全事業としては、**100%を若干満たない状態**

令和2年度(改定前年度)

単位:円、%

	公共	特環	農集	コミプラ	全事業
使用料単価	97.0	117.2	88.6	88.3	98.0
汚水処理原価	62.2	190.1	372.2	346.5	100.0
経費回収率	133.8	61.6	23.8	25.5	98.1

令和3年度(改定影響は3ヶ月のみ)

単位:円、%

	公共	特環	農集	コミプラ	全事業
使用料単価	104.7	125.3	95.0	98.2	105.8
汚水処理原価	69.2	157.5	394.2	305.9	94.3
経費回収率	151.2	79.5	24.1	32.1	112.2

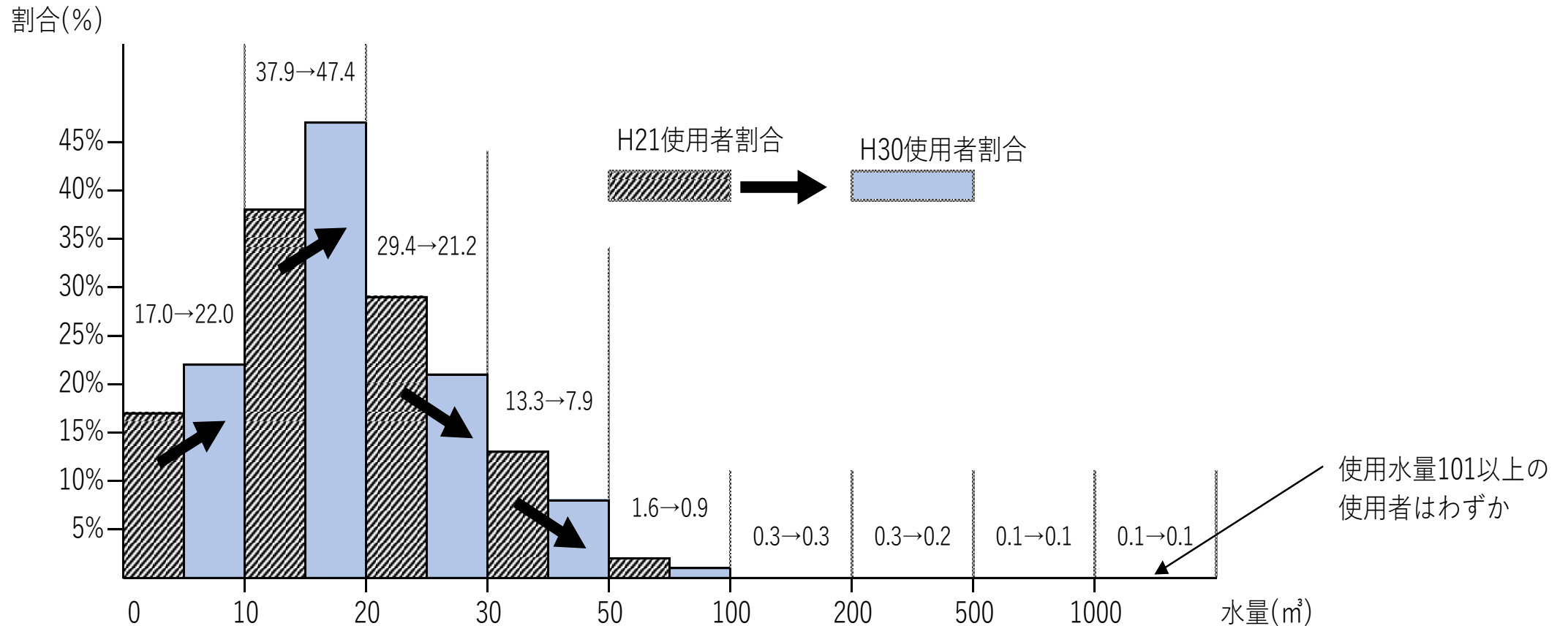
法適化後の回収率

単位:%

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
91.3	89.7	91.6	97.7	96.3	92.2	98.2	98.1	112.2

9 汚水排除量(水道使用量)の変化

- 水を使用しない世帯増加→**第2段階以上の使用料を上げて収入はやがて減少**



段 階	基本水量	第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段	第8段	備 考
従量使用料	0円	80円	90円	110円	130円	165円	190円	205円	220円	1m³あたり
基本使用料	670円	670円	670円	670円	670円	670円	670円	670円	670円	10m³まで

10 資産維持費(事業報酬・資本報酬)の転嫁

- ・資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用として、**適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定するもの**

【出典：下水道使用料算定の基本的考え方（日本下水道協会）】

- ・料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬものであること。また、地方公営企業が健全な**経営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当である**こと。

【出典：地方公営企業法第21条第2項】

【出典：地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に関する取扱い第三節四料金】

- ・能率的な**管理の下**における**適正な原価をこえないもの**であること。
- ・料金が、効率的な**経営の下**における**適正な原価に照らし公正妥当なもの**であること。

【出典：下水道法第20条第2項第2号】

【出典：水道法第14条第2項第1号】

下水道事業は、水道事業と違い長く官庁会計であったため、収入＝支出が基本、使用料に資産維持費を転嫁している自治体は少ない。しかし、公営であっても企業であり半永久的に経営を持続していかなければならないことを考えれば、黒字を出し資金を確保していく必要がある。黒字（利益＝儲け）は、民間企業の黒字とは違い**公営企業の黒字は、公的必要余剰であり、のちに使用者に還元されるもの**であることを審議会や広報誌で説明した。

(1) 資産維持費の設定

- ・ 資産維持費を適正にと言われても何が適正なのか？
- ・ 下水道事業では資産維持費を賦課している事例があまりない。

①水道料金算定要領の資産維持費の考え方である対象資産の3%を準用する考え方

水道と下水道では、地方公営企業としての歴史、資産の状況、老朽度が違う。

②将来の更新計画から必要な資金から積算、算出する方法

長い期間に渡ることから、公式に適正值が示されていない中で世代間負担の公平の観点から今賦課すべき額がいくらなのか、何%なら適正なのか否か判断がつかなかった。

③最終的に、今後10年間の経営戦略と使用料算定期間5年間から必要な額を試算

回収率100%、企業債償還に必要な現金、将来に向けた資金確保を見込めば金額にして

年約3億円が必要。この額を捻出できる考え方が平成25年12月25日付け、総務省自治財政局公営企業課「財政計画に係る論点(資料編)」に記載されていた今後の望ましい

料金体系と適正な料金水準についての公営企業における料金の決定等についてより

「施設の改良、排出施設の整備及び地方債償還金等資本的支出に充当されるべき額であり、原則として 自己資本の年5.0%相当額 として適正に算定した額」というのと金額がほぼ一致したため採用した。

(2) 使用料改定率及び改定額の算出

【資産維持費の算出】

$$\text{算定期間平均自己資本金見込} 3,928 \text{ 百万円} \times 5\% \times 5 \text{ 年} = 982 \text{ 百万円 (資産維持費)}$$

使用料算定期間 5 年間の収益的収支の見込みと資産維持費から改定率、改定額を積算した。

①控除項目の算出・・・

$$13,151 \text{ 百万円 (総収入)} - 5,275 \text{ 百万円 (現行の使用料収入)} = 7,876 \text{ 百万円 (控除額)}$$

②総括原価の算出・・・

$$\begin{aligned} &13,722 \text{ 百万円 (総支出)} + 982 \text{ 百万円 (資産維持費)} - 7,876 \text{ 百万円 (控除額)} \\ &= 6,828 \text{ 百万円 (総括原価)} \end{aligned}$$

③加重平均改定率の算出・・・

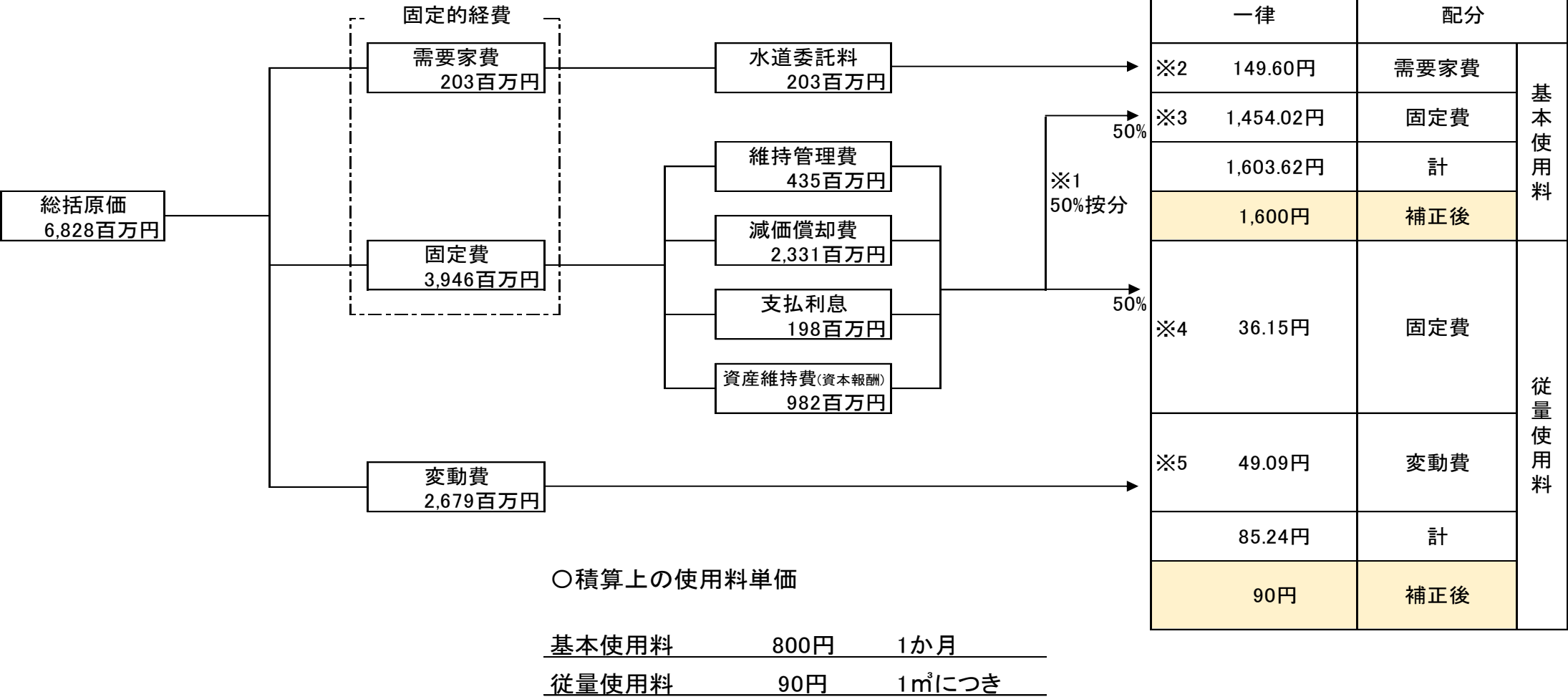
$$6,828 \text{ 百万円 (総括原価)} \div 5,275 \text{ 百万円 (使用料収入)} = \underline{29.4\% \text{ (加重平均改定率)}}$$

④改定額の算出・・・

$$\begin{aligned} &6,828 \text{ 百万円 (改定後の使用料収入)} - 5,275 \text{ 百万円 (現行の使用料収入)} \\ &= 1,553 \text{ 百万円 (使用料増収額)} \end{aligned}$$

$$\text{⑤ 1 年間に必要な平均使用料} \cdots 1,553 \text{ 百万円 (使用料増収額)} \div 5 \text{ 年} = 310.6 \text{ 百万円}$$

(3) 総括原価の分解と配分・配賦



※1 固定費は、本来基本使用料で賄うのが原則であるが、原則に沿うと高い基本使用料になってしまうため、
現行の基本使用料と今までの経緯を踏まえて、50%で按分した。

※2 203,000,000円(需要家費)÷271,384件(調定件数)÷5年＝149.60円

※3 3,946,000,000円(固定費)×50%÷271,384件(調定件数)÷5年＝1,454.02円

※4 3,946,000,000円(固定費)×50%÷54,567,000m³(有収水量)＝36.15円

※5 2,679,000,000円(変動費)÷54,567,000m³(有収水量)＝49.09円

(4) 積算上の使用料単価を現実的な使用料単価へ

積算上は、基本使用料を800円にし、従量使用料を段階に関わらず一率 1 m³あたり90円に設定すれば、今後有収水量が減少しても使用料収入の減少は抑えられる。これをスタートに議論を進めた。当然このまま実施をすればこれまで一定の配慮を受けてきた少量使用者の負担がとて高額になる。よって、従前の段階別従量使用料体系の経過もあることから、**今回の改定は体系には手を入れず、基本水量制を廃止をすることを主とし、新規に第1段を設けること**にした。

なお、負担軽減のため段階的に基本水量制を廃止することも審議会で議論されたが、**いずれ廃止するなら人口減少、高齢化がより進んだ後に先送りするより、今廃止した方が最終的に負担が少なくて良い**とする意見に達した。（当時、県下一高齢化率が低い。）

○積算上の使用料単価

区 分	単価
基本使用料	800円
従量使用料 (1m ³)	90円

○実際の改定使用料単価

区 分			単価
基本使用料			820円
従 量 使 用 料 (1 m ³)	第1段	0～10m ³	25円
	第2段	11～20m ³	100円
	第3段	21～30m ³	110円
	第4段	31～50m ³	130円
	第5段	51～100m ³	150円
	第6段	101～200m ³	185円
	第7段	201～500m ³	210円
	第8段	501～1,000m ³	225円
	第9段	1,001m ³ ～	240円

○積算上単価での収入見込

段階	水量(千m ³)	単価	金額(千円)
一律	10,966	90	986,940
合計	10,966		986,940

○実際の改定案単価での収入見込み

段階	水量(千m ³)	単価	金額(千円)
第1段	4,625	25	115,625
第2段	3,040	100	304,000
第3段	958	110	105,380
第4段	417	130	54,210
第5段	229	150	34,350
第6段	267	185	49,395
第7段	361	210	75,810
第8段	286	225	64,350
第9段	783	240	187,920
合計	10,966		991,040

ほぼ同等の収入が確保

11 改定後の使用料体系

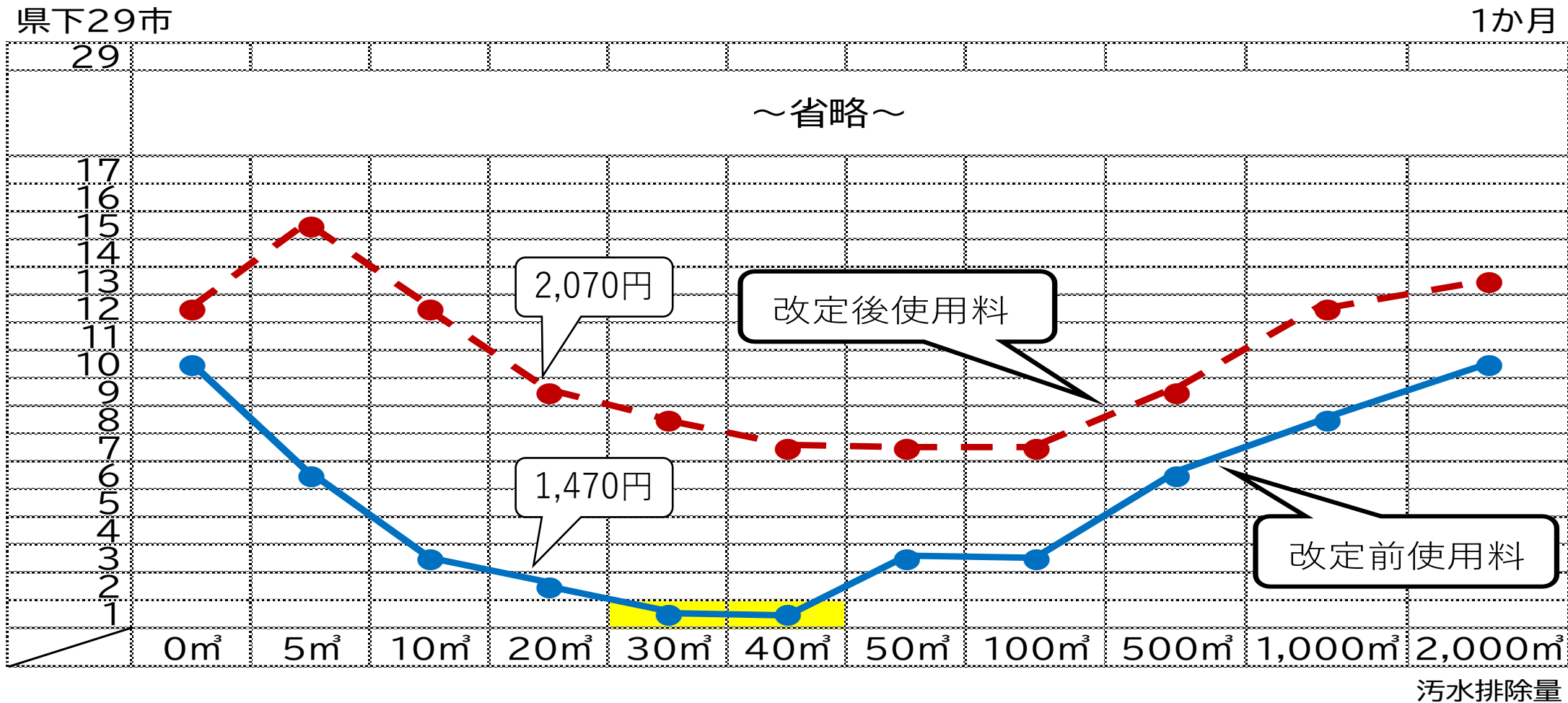
- ・ **基本水量制（0～10m³）を廃止**
- ・ 新たに第1段（1～10m³）の従量使用料を新設
- ・ わかりやすい改定にするため改定額はきりのいい単価
- ・ **水道料金の基本水量制も同時に廃止**
- ・ 水道料金は、基本料金を値下げをし、新たに従量料金を新設

(1か月)

	現 行			改 定 後			増減
	段階	水量	金額	段階	水量	金額	
基本使用料		0～10m ³	670円		0m ³	820円	150円
一般污水 従量使用料 (1m ³ 当たり)				第1段	1～10m ³	25円	25円
	第1段	11～20m ³	80円	第2段	11～20m ³	100円	20円
	第2段	21～30m ³	90円	第3段	21～30m ³	110円	20円
	第3段	31～50m ³	110円	第4段	31～50m ³	130円	20円
	第4段	51～100m ³	130円	第5段	51～100m ³	150円	20円
	第5段	101～200m ³	165円	第6段	101～200m ³	185円	20円
	第6段	201～500m ³	190円	第7段	201～500m ³	210円	20円
	第7段	501～1,000m ³	205円	第8段	501～1,000m ³	225円	20円
	第8段	1,001m ³ ～	220円	第9段	1,001m ³ ～	240円	20円

12 県下29市における改定後の使用料水準 (R3.10改定時)

- ・改定前の使用料は、月30～40m³あたりが県下で最も安いため、改定後はこの部分の底上げが必要と考えた。



13 使用水量別改定率

改定率は大きい。しかし、金額的には・・・

総務省の最低限行うべき経営努力は月3,000円/20m³

改定したとしても全国平均より約1,000円安価

1か月計算 単位：円

○現行使用料と改定後使用料比較

水量	現行	改定後	差額	改定率	水量	現行	改定後	差額	改定率	水量	現行	改定後	差額	改定率
0	670	820	150	22.4%	26	2,010	2,730	720	35.8%	70	7,170	8,770	1,600	22.3%
1		845	175	26.1%	27	2,100	2,840	740	35.2%	80	8,470	10,270	1,800	21.3%
2		870	200	29.9%	28	2,190	2,950	760	34.7%	90	9,770	11,770	2,000	20.5%
3		895	225	33.6%	29	2,280	3,060	780	34.2%	100	11,070	13,270	2,200	19.9%
4		920	250	37.3%	30	2,370	3,170	800	33.8%	200	27,570	31,770	4,200	15.2%
5		945	275	41.0%	31	2,480	3,300	820	33.1%	300	46,570	52,770	6,200	13.3%
6		970	300	44.8%	32	2,590	3,430	840	32.4%	400	65,570	73,770	8,200	12.5%
7		995	325	48.5%	33	2,700	3,560	860	31.9%	500	84,570	94,770	10,200	12.1%
8		1,020	350	52.2%	34	2,810	3,690	880	31.3%	600	105,070	117,270	12,200	11.6%
9		1,045	375	56.0%	35	2,920	3,820	900	30.8%	700	125,570	139,770	14,200	11.3%
10		1,070	400	59.7%	36	3,030	3,950	920	30.4%	800	146,070	162,270	16,200	11.1%
11	750	1,170	420	56.0%	37	3,140	4,080	940	29.9%	900	166,570	184,770	18,200	10.9%
12	830	1,270	440	53.0%	38	3,250	4,210	960	29.5%	1,000	187,070	207,270	20,200	10.8%
13	910	1,370	460	50.5%	39	3,360	4,340	980	29.2%	2,000	407,070	447,270	40,200	9.9%
14	990	1,470	480	48.5%	40	3,470	4,470	1,000	28.8%	3,000	627,070	687,270	60,200	9.6%
15	1,070	1,570	500	46.7%	41	3,580	4,600	1,020	28.5%	4,000	847,070	927,270	80,200	9.5%
16	1,150	1,670	520	45.2%	42	3,690	4,730	1,040	28.2%	5,000	1,067,070	1,167,270	100,200	9.4%
17	1,230	1,770	540	43.9%	43	3,800	4,860	1,060	27.9%	6,000	1,287,070	1,407,270	120,200	9.3%
18	1,310	1,870	560	42.7%	44	3,910	4,990	1,080	27.6%	7,000	1,507,070	1,647,270	140,200	9.3%
19	1,390	1,970	580	41.7%	45	4,020	5,120	1,100	27.4%	8,000	1,727,070	1,887,270	160,200	9.3%
20	1,470	2,070	600	40.8%	46	4,130	5,250	1,120	27.1%	9,000	1,947,070	2,127,270	180,200	9.3%
21	1,560	2,180	620	39.7%	47	4,240	5,380	1,140	26.9%	10,000	2,167,070	2,367,270	200,200	9.2%
22	1,650	2,290	640	38.8%	48	4,350	5,510	1,160	26.7%	※10m ³ までで全使用者の約22%が該当				
23	1,740	2,400	660	37.9%	49	4,460	5,640	1,180	26.5%	※20m ³ までで全使用者の約70%が該当（平均）				
24	1,830	2,510	680	37.2%	50	4,570	5,770	1,200	26.3%	※30m ³ までで全使用者の約90%が該当				
25	1,920	2,620	700	36.5%	60	5,870	7,270	1,400	23.9%	※50m ³ までで全使用者の約99%が該当				

14 上下水道に関するアンケート調査の実施

○使用料改定の実現に向けて

三田市では、まちづくり基本条例で2以上の市民の意見を聴く手続きが必要（議会の議決事項に該当する場合は1以上）

- ・ 付属機関
- ・ パブリックコメント
- ・ 意向調査
- ・ ワークショップ
- ・ 公聴会
- ・ 意見交換会

この中から付属機関（審議会を設置し諮問答申を受ける）と意向調査（アンケート調査）を選択

アンケート調査：市民1,000人の地域別無作為抽出、郵送配布・回収、回答率は約53%

設問内容：一般的事項から基本水量制の是非、将来へ向けての資金確保について考え方など

回答結果：基本水量制については、「今のままが良い」「よくわからない」が多かった。

将来の更新需要や耐震化、浸水対策については、「使用料が多少高くなっても早く取り組む方が良い」とする回答が一番多かった。

15 上下水道事業経営審議会主な答申内容

- (1) 水道料金及び下水道使用料の算定基礎となっている基本水量を設けた基本水量制は、一定水量まで安価にすることによって利用・普及を図るという当初の目的は終えた。また、生活形態の多様化等を背景に基本水量内の使用者割合が増加傾向にあり、負担の不公平感を解消し、受益者負担原則に基づいた料金体系に近づけるため廃止が妥当である。
- (2) 下水道事業の経営状況は極めてひっ迫しており、現状のままでは将来に渡り、持続的に下水道サービスを提供するという使命を果たすことは厳しい状況にある。早急に使用料改定を実施し、財源を確保し、経営の安定化を図るべきである。
- (3) 水道サービスと下水道サービスは、使用者にとっては、一体のサービスであることから、両者の料金体系と金銭負担を合わせて検討し、使用者によって値上げされる者、値下げされる者が発生しないよう料金設定には注意を払い、不公平が生じないように公平を期する必要がある。
- (4) 下水道使用料は30年以上に渡り、これまで経費の節減を図ることによって改定せずに済んできたことは、評価できるがその反面、もう下水道使用料の改定なしではやっていけない経営状況になっている。長年にわたり使用料改定を実施しなければ、改定する際には、市民生活に与える影響が大きなものになってしまう。今後は、そうした事態を回避するため、経営状況や社会情勢の変化等を適宜考慮し、使用料改定の必要性を検証していく必要がある。

16 上下水道部広報誌の発行

水道及び下水道に関心持ってもらうために、休刊となっていた「水道だより」に下水道事業も加えて、**上下水道部の広報・PR推進の一環として新たに「さんだの水道・下水道」を創刊**

【発行の経緯】

これまで下水道ビジョンや経営戦略策定時にもパブコメを実施したが、ビジョンは1件、経営戦略は0件であった。また、新聞紙面でも使用料改定40%を軸に検討しているなど大きく採り上げられたが、市民からの反応はなかった。この状況で市民説明会等を実施しても参加者が来ない、また、来たとしても特定少数だけの意見を聞くことになるかと判断し、無作為抽出の「アンケート」と上下水道部独自の広報誌発行を選択した。

意見が出ないのは、情報発信ができてないことが原因ではないか、同規模の自治体ならしていることだが、料金改定だけでなく身近な上下水道のことを遅まきながらもっと情報発信していこうということになった。

発行の頻度は不定期で年2～3回発行しており昨年末で9号となった。使用料改定実施の記事には、いくらか反対等の意見が出るかと考えられたがほぼ反応はなかった。

広報誌は、継続発行して認知されるものであり、読んでもらうには努力が必要である。



※詳しくは、三田市HP－暮らし・手続き－上下水道－広報誌「さんだの水道・下水道」にて掲載

(参考1) 基本水量制についての広報 (Vol.2より)

上下水道経営のこれまでとこれから

〔使用水量と料金・使用料収入〕

人口減少や節水機器の普及によってよく聞けれど、どのような影響があるの？

一般家庭の使用状況について、説明します。

世帯人員	1世帯あたり1日平均使用水量
2.89人	661.8ℓ

〔平成 21 年〕

世帯人員	1世帯あたり1日平均使用水量
2.51人	572.3ℓ

〔平成 30 年〕

世帯人員	1世帯あたり1日平均使用水量
2.39人	543.8ℓ

〔令和 10 年(推計)〕

人口減少や単身世帯の増加などにより、使用単位である世帯の構成人数が減少していることから、1世帯1日あたりの使用水量も減少しています。

一般家庭における使用水量と水道料金収入の推移

一般家庭における使用水量も減少傾向にあり、料金収入も同様の傾向にあることが分かります。

使用水量と料金収入の減少…将来のためにはどうしたらいいの？

現在「上下水道事業経営審議会」において、料金のあり方を検討しているとことです。

■ 検討のポイント

- ① 基本水量の見直し⇒水道料金・下水道使用料
- ② 料金体系の全面見直し⇒下水道使用料

ポイント 1 基本水量の見直し

そもそも基本水量ってなに？

一定の水量までは、使用量に関係なく料金を安価な定額とすることにより、生活上必要な水道水の使用を促し公衆衛生の向上を図る目的で導入しています。

三田市では、水道料金・下水道使用料ともに「10 m³/月」を基本水量としています。

(料金：税別)

使用量に関係なく料金が一定

水道基本料金：1,250円/月

下水道基本使用料：670円/月

基本水量

(使用水量：m³/月)

どうして、その基本水量を見直す必要があるの？

それは、節水意識の高まりや単身世帯の増加などの「現在のくらし」に対応した料金体系に見直す必要があると考えるからです。それでは、「水道普及率」と「段階別使用者割合」の推移をご覧ください。

水道普及率の推移

水道普及率＝給水人口 ÷ 行政区域内人口

平成 30 年度では、100%に近い高水準となっていますので、水道の普及による公衆衛生の向上という目的は、ほぼ達成されたと考えられます。

一般家庭における段階別使用者割合

使用量が減っても料金が同じ「第1段(基本水量内)」の使用者が増えているわけ。

1ヶ月使用量区分 (m ³)	H21	H24	H27	H30
第1段：基本水量内(～10)	18.4%	19.5%	21.3%	22.9%
第2段：～20	37.5%	41.7%	45.4%	47.3%
第3段：～30	29.5%	26.6%	23.5%	21.2%
第4段：～50	13.1%	11.0%	8.8%	7.9%
第5段：～100	1.4%	1.1%	0.8%	0.7%
第6段：101～	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%

全体の使用量が減少傾向にあり、節水しても料金が変わらない第1段と少量使用者である第2段の割合が増えています。今後も同様に推移すると予測できます。

まとめ

少量使用者の増加は、人口減少や単身世帯の増加だけでなく節水意識の向上、節水機器の普及といった環境への配慮も要因の1つと考えられます。

環境保全の取り組みでもある「節水」の効果が反映され、そのきっかけが与えられるとともに使用量に応じた料金負担の公平性が確保できる料金体系を目指し、基本水量の見直しを検討しています。

(参考2) 下水道使用料体系や決算についての広報 (Vol.2より)

ポイント
2

下水道使用料体系の見直し



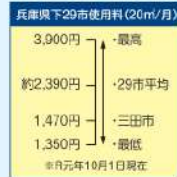
水道使用量が減るといことは、下水道にも影響があるの？

下水道も節水機器の普及や単身世帯の増加に伴い生活排水量が減り、使用料も減収傾向にあります。また、現在の使用料は平成元年から据え置いていることも課題です。



下水道のこれまで

三田市では、昭和60年5月から下水道が使用できるようになり、整備は市街地・ニュータウンから郊外へと拡張していきました。使用料は平成元年に改定して以来、今日まで据え置いています。(消費税引き上げによる改定は除きます)



平成

時代に合った将来を見据えた使用料に見直し必要

令和



値上げされてないのは家計には助かるけれど、経営はこのままで大丈夫？

これまで下水道の普及促進と安価で快適な生活環境が保たれるように、経費の削減に努めながらサービスを提供してきましたが、それだけでは経営が困難になってきました。



経費の削減

これまで、組織を統廃合・再編し、また、施設の維持管理業務、水質検査、施工監理業務などを民間企業へ委託することで人件費を削減するなどして経費削減に努めてきました。



私たちが支払った下水道使用料はどのように使われているの？

下水道を使用する量はご家庭によって異なりますが、一般家庭の平均的な使用量である20m³/月、1,470円(税込)で説明します。



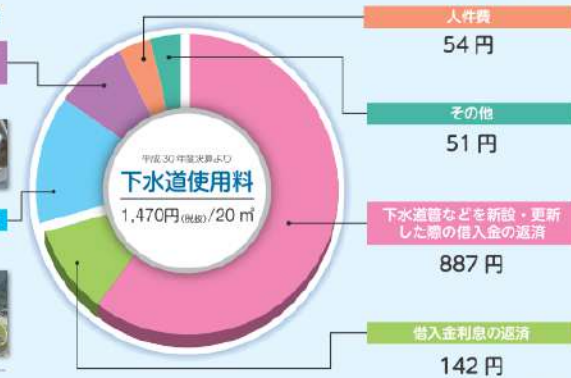
下水道使用料の使い道

下水道管や市の浄化センターの維持管理費用

下水道管の修繕費や市の浄化センターで使用する電気代、薬品費、薬料料などです。

県の流域下水道へ支払う費用

公共下水道区域の汚水を県の武庫川上流浄化センターで処理するためにかかる費用です。



使用料の約7割は、これまで借り入れたお金の返済に使っています。しかし、それでもまだ足りないため、資金を取り崩しながら経営を行っています。



資金残高の推移

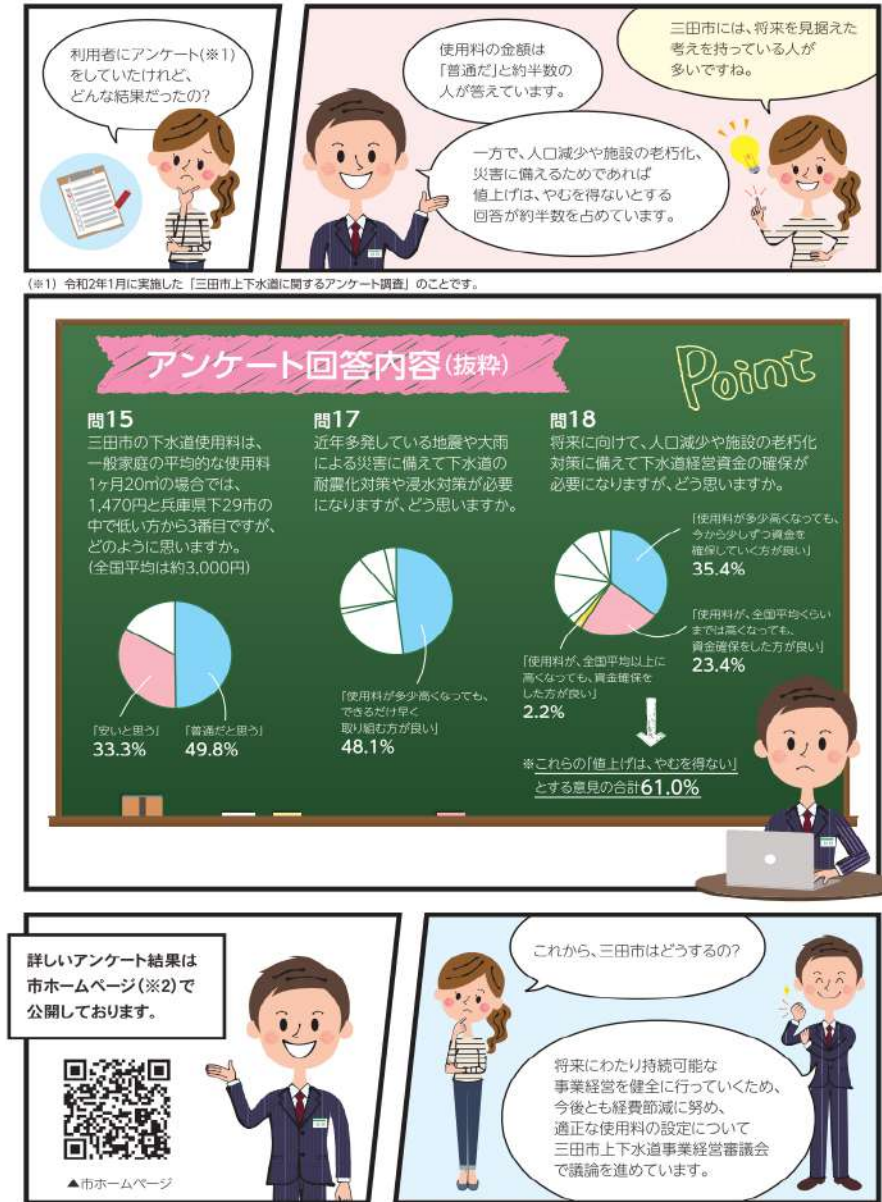
これまで計上してきた黒字を積み立て、この資金を取り崩しながら経営を行っていますが、残り少なくなってきました。



まとめ

下水道使用料は、30年以上見直していないことで、企業債の償還や今後老朽化する施設の更新、地震などへの対策を講じることが困難となってきています。負担の公平性にも配慮しながら令和の時代にあった「適正使用料のあり方」を考える必要があります。

(参考3) アンケート結果についての広報 (Vol.3より抜粋)



17 今後の改定に向けて

- 32年振りの改定となったが、長期的な視点で将来を見通さず、その時の現金の有無だけの判断で改定が先送りになったりする可能性が今後も考えられる。その反省から下水道条例の中に「市長は、下水道事業の運営に関する動向、社会経済情勢の変化等勘案し、概ね5年毎に使用料体系について検証し、その結果必要な措置を講ずるものとする。」という条文を加えた。
- 一度の改定で使用者の影響を少なくして、すべての問題を解決していくことには無理がある。今回の改定では、資金確保と基本水量制の廃止がメインとなったがその他の課題についても取り組んでいく。
 - ・ 使用料体系の段階の見直し
 - ・ 長期前受金戻入を使用料算定の控除対象とするか否か etc
- 使用料改定後の収支計画で経営戦略の適宜見直し。

18 最後に

計画の策定から実際の使用料改定に携わり、改定までに約5年かかった経過から参考になれば・・・

○水道と下水道は車の両輪

どちらが欠けても成り立たないものである。資金の確保、料金改定のタイミングなど両者がお互い長期的な視野・計画で進めた方が良い。

○経営戦略は簡潔に作成

成果品の体裁にこだわらず、必須項目及び収支計画を中心に作成。こまめに見直すことの方が大事。ビジョンと経営戦略は1本で良かった。今後のことを考えると・・・？

○改定の議論は、最新の情報で短時間で議論

議論が長引くと状況が刻々と変化し、説明に一貫性がなくなる。改定率は引く、短期間で改定を実施していった方が事務が進めやすいし使用者負担も少ない。

○基本水量制の廃止する場合

基本水量制の廃止を検討するならば、水道、下水道同時が基本。時期はできるだけ早く、可能ならば料金・使用料改定が必要ないときに実施すれば影響が少ない。

○審議会説明資料、収支計画、改定資料等は複数人で作成

毎月の審議会資料作成や打ち合わせで日々追われてしまい。本来一番重要な新しい情報にアップデートすることができない。可能なら手分けして取り組む方が良い。

ご清聴ありがとうございました。



キッピー チャッピー ハッピー